四国中央テレビ契約約款

株式会社四国中央テレビ（以下「当社」という。）と当社が提供するサービスを受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとする。

（当社の行う業務）

第１条　当社は業務区域内の加入者に次の業務を提供する。

（１）　放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む。）、ラジオ放送（ＦＭ及びデジタル放送。）及びデジタルデータ放送を有線により同時再送信する業務。

（２）　基本利用料で視聴できる自主放送番組を有線により放送する業務。

（３）　基本利用料以外に別料金で視聴できる同時再送信番組、自主放送番組（以下「オプションチャンネル」という。）を有線により放送する業務。

（４）　上記業務に付帯する業務。

（契約の単位）

第２条　加入契約は、１引込線（引込線及び保安器または回線終端装置）ごとに締結することを原則とする。

２　１引込線に複数の世帯・企業等が接続される場合は、各世帯・企業ごとに締結するものとする。

３　業務目的で、あるいは継続的に当社の提供するサービスを不特定または多数の人が視聴できるように受信機を設置する場合、もしくは定められた受信機台数を超えた台数で視聴する場合、当社との別段の取決めまたは承諾が必要となる。

（契約の成立）

第３条　加入契約の成立は、加入申込者が所定の申込書を提出し、当社がこれを受諾した時とする。

２　当社は契約成立後、次の場合には、その契約を解除することができる。

(1) 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合。

(2) 加入申込者が、当社の定める業務区域と異なる業務区域のサービスに申込みをした場合。

(3) 加入申込者が、当社が別に定める料金表に記載のある条件を満たさずに申込みをした場合。

(4) 加入申込者が、当社が別に定める料金表に記載のないサービスに申込みをした場合。

(5) 加入申込者が自己に課せられた責務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される金員の支払いを怠るおそれがあると認められる場合。

(6) 加入申込書の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合。

(7) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害するおそれがあると認められる場合。

(8) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。

(9) 料金等の支払いについて、当社が定める方法に同意が得られない場合。

(10) 加入申込者が、当社が別に適用する特約を不当に利用するおそれがあると認められる場合。
(11) 加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合。
(12) その他、当社の業務に著しい支障がある場合。
(13) 約款および別に定める規定等に、特段の定めがある場合。
(14) 前号までの理由で当社が申込を承諾しなかった加入申込者の代理として加入申込を行っていると思われる場合。

3. 当社は、契約成立後であっても前項の内容に相当する場合、若しくはこの約款に違反する行為を確認した場合、その契約を解除することができるものとします。この場合、当社は本約款の規定以外に、別に定める解約金等の規定を適用できるものとする。

（反社会勢力の排除）

第４条　加入者は、加入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1)暴力団

(2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者

(3)暴力団準構成員

(4)暴力団関係企業

(5)総会屋等

(6)社会運動等標ぼうゴロ

(7)特殊知能暴力集団等

(8)前各号の共生者

(9)その他前各号に準ずる者

2 加入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1)暴力団的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社等の信用を毀損し、又は当社等の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3 次の各号のいずれかに該当し、契約を締結すること、又は継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、加入者との契約について、解除等を行うことができるものとします。

(1)加入者が第１項各号のいずれかに該当することが判明したとき

(2)加入者が第２項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき

(3)加入者が第１項又は第２項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたこと

が判明したとき

(4)前 3 号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

4 前項の規定の適用により、契約が解除された場合、加入者は、契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

5 前 2 項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において 同じとします。）が生じた場合、加入者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

（加入申込の解除等）

第５条　加入申込者は、加入申込を解除しようとするときは、申込の日から８日の間、書面で当社に通知することにより申込を解除または、取り消すことができる。ただしこの場合、引込線工事、加入者の設備工事のいずれかが施工済みの場合、もしくは、その両方が施工済みの場合はそれぞれの工事料を負担するものとする。尚、契約料を支払済みの場合はその契約料の払戻しを行う。

（最低利用期間）

第６条 加入契約には、２４ヶ月間の最低利用期間がある。

2. 当社は、契約者より最低利用期間が満了する前に契約の解除の申し出があったときには、当該契約者に対して別に定める解約金を請求することができるものとする。なお、加入契約の除に関しては第２１条の規定によるものとする。

（契約料）

第７条　加入者は、当社が別に定める料金表に従い、契約料を支払うものとする。

２　加入者は、セットトップボックス（以下「ＳＴＢ」という。）の取り付け工事が完了したとき、もしくは初回の屋内工事が完了したときに契約料を支払うものとする。

（基本利用料）

第８条 加入者は、屋内工事が完了しサービスを受けた日の属する月の翌月から、当社が別に定める料金表に従い、利用料を定める期日に指定金融機関の四国中央テレビ加入申込書に記入の料金お支払い口座から自動振替するものとする。

２　利用料の計算の開始はサービスを受けた日、終了は加入契約の解除のあった日の属する月の末日までとする。

３ 社会経済情勢の事由により、総務大臣に届出た上で利用料金の改定を行うことがある。

４　当社の設定した契約料・利用料には、ＮＨＫの受信料（ＮＨＫの衛星放送受信料も含む。）は含まれていない。従って、ＮＨＫと受信契約を締結していない加入者は、別途、ＮＨＫと所定の受信契約を結んでいただくこととなる。

５ 当社の設定した契約料・利用料には、WOWOWの契約料、受信料は含まれない。従って、WOWOWの視聴を希望する加入者は、別途、WOWOWと所定の受信契約を結んでいただくことになる。

（特別料金）

第９条　第１条に定めるサービスを受ける加入者は、第７条・第８条の規定による契約料・利用料に加えて、別に定める料金表に従い特別料金表を支払うものとする。

２　オプションチャンネルの視聴申込は、ＳＴＢ毎・チャンネル毎・月毎の契約とする。

３　料金の支払いは、第８条第１項に準じるものとする。

（ＳＴＢの貸与）

第１０条ＳＴＢは、当社の所有とし、加入者に貸与する。

２加入者は、当社が必要に応じて行うＳＴＢのバージョンアップ作業の実施に同意するものとする。

（延滞利息）

第 １１ 条 加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%（1 年を 365 日とする。）の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとする。ただし、支払い期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りでない。

（設備の設置及び費用の負担）

第 １２条 当社が行う業務に必要な設備（放送センター、伝送路設備）の設置に要する費用は当社が負担し、これを所有または管理する。

２　引込み線の設置に要する費用は、加入者が負担し、当社がこれを所有及び管理する。

３引込み線を設置するにあたり、当社の施工基準を超えるものである場合、その費用は加入者が負担し、当社がこれを所有および管理する。

４　前項の工事並びに保守については、当社が行う。

５加入者は、加入者の設備（保安器または回線終端装置（以下「保安器等」という。）の出力端子以降の設備）の設置に要する費用を負担し、これを所有する。

６上項の工事については当社の指定する業者が行い、保守管理については加入者が行うものとする。

（既存の受信設備並びに画像品質）

第 １３条 加入者が設置している既存の受信設備は、原則としてそのまま残置するものとする。

２ 加入者が、既存の受信設備で視聴する場合、その画像の品質の変化について、当社は関知しないものとする。

（設置場所の提供等）

第１４条 加入者が所有または占有する敷地、建物、構築物等において、当社が引込み線等設備（引込み線、保安器等）を設置するために必要な場所は、その加入者が提供するものとする。

２ 当社または当社の指定する業者が引込み線等設備の設置、撤去、修理または復旧の工事を行う場合には、当社または当社の指定する工事業者は予め加入者に対し工事内容を説明した上で、当該工事を実施することを原則とする。なお、加入者が所有する設備または占有する敷地・建物・構築物・テレビ受信設備等の復旧に関しては、当社は関知しないものとする。

３ 当社が加入契約に基づいて設置するＳＴＢ、回線終端装置等に必要な電気料は、加入者が負担するものとする。

４ 加入者は、引込み線設備の設置について、地主、家主、その他利害関係人があるときは、予め承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負い、当社は関知しないものとする。

（設置場所の変更）

第１５条 加入者が、加入者の事由（転居等）により引込み線等設備の移転を行う場合は、業務区域内で、なおかつ配線方法が当社の定める施工基準を満たす場合に限りその移転を認めるが、その移転に要する工事料は加入者が負担するものとする。

（故障）

第１６条 当社は、加入者から当社が提供するサービスに異常がある旨の申し出があった場合、これを調査し、必要な措置を講じるものとする。

２ 異常の原因が加入者の設備による場合、その調査と修復に要する費用を加入者が負担するものとする。

３ 加入者は、故意または過失により、当社の設備に故障を生じさせた場合は、その調査と修復に要する費用を負担するものとする。

４ ＳＴＢの付属品（リモコン等）に故障が生じた場合は、新しい付属品と交換することとし、その交換費用は加入者が負担するものとする。

（保守責任及び免責事項）

第１７条 当社は、当社の設備の維持管理責任を負うものとする。ただし、加入者は、維持管理の必要上、サービスの提供が一時的に停止することがあることを承認するものとする。

２ 当社が放送を月のうち半分以上行うことがなかった場合、加入者は当該月分の利用料の支払いを要しないものとする。

３ 当社の設備保守責任範囲は保安器等の出力端子までとする。ただし、貸与したＳＴＢについては、当社の責任とする。（ただし付属品は除く。）

４ 保安器等の出力端子以降の加入者側の設備並びに加入者の受信機に起因する事由により当社の行うサービスに支障が生じた場合、当社はその責任を負わないものとする。

５　当社は、次の各号に起因することにより、第１条に定めるサービスの提供に支障が生じることがあっても、その責任を負わないものとする。

（１）　天災、事変その他の事態のとき。

（２）　第三者が故意または過失により、当社の設備に損傷を与えたとき。

（３）　その他やむを得ない事由のとき。

（名義変更）

第１８条 加入者は、相続の場合以外その名義を変更することができない。

（加入者の義務）

第１９条 加入者は、次のことを遵守するものとする。

（１）　当社が所有または管理する設備を改変、移動・取り外しをしないこと。

（２）　当社が貸与するＳＴＢは責任を持ってこれを管理・保管し、変更・分解または損壊しないこと。

（３）　加入契約に基づいた数量以外の受信機等を接続して視聴しないこと。これに違反したときは、視聴を始めた期日にさかのぼり相当の利用料を支払うものとする。

（４）　加入者は加入契約に基づいて設置した設備を別世帯に無断で分配・延長しないこと。なお、世帯とは住居及び生計を共にする者の集まり、または独立して住居もしくは生計を維持する単身者とする。

２加入者は、前項の規定に違反して、設備を亡失または損壊したときは、当社が指定する期日までにその補充・修理その他の工事等に必要な費用を支払うものとする。

（サービスの休止）

第２０条 加入者は、当社が提供するサービスを一時的に休止しようとする場合は、当社が定める一定期間内において、サービスの休止ができるものとする。

２　サービスを休止する場合、契約料の払戻しはしないものとする。

３　サービスを休止する場合、加入者は第８条の規定による料金を支払うものとする。ただし、前納している場合は第８条の規定にかかわらず、休止の月の翌月以降の分について払い戻すものとする。

４　サービスを休止する場合、当社は、当社が所有または管理する設備を撤去することを原則とする。同時に第１条にある業務を停止する。この場合、加入者が所有する設備または占有する敷地・建物・構築物・テレビ受信設備等の復旧に関しては、当社は関知しないものとする。

５　休止後、サービスの復活をする場合は、加入者は、当社にその旨を申し出により、サービスの提供に必要な措置（引込み線工事、加入者の設備工事、ＳＴＢの取り付け工事等）を行いその費用は、加入者が負担するものとする。

（加入契約の解除）

第２１条 加入者は、加入契約を解除しようとする場合は、速やかに当社にその旨を申

し出るものとする。
２　契約を解除する場合、契約料の払戻しはしないものとする。
３　契約を解除する場合、加入者は第８条の規定による料金を支払うものとする。ただし、前納している場合は、第８条の規定にかかわらず、解除の月の翌月以降の分について払い戻すものとする。
４　契約を解除する場合、当社は、当社が所有または管理する設備を撤去することを原則とする。同時に第１条にある業務を停止する。この場合、加入者が所有する設備または占有する敷地・建物・構築物・テレビ受信設備等の復旧に関しては、当社は関知しないものとする。

（Ｂ－ＣＡＳカードの取り扱いについて）
第２２条　Ｂ－ＣＡＳカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「Ｂ－ＣＡＳカード使用許諾契約約款」に定めるところによる。

（加入者の義務違反による停止及び解除）
第２３条　加入者が、利用料金等の支払いを2ヶ月以上遅延または本契約約款に違反する行為があった場合、当社は、サービスの提供の停止及び加入契約の解除ができるものとする。
２　前項に基づき加入契約が解除された場合、契約料・工事料等の払戻しは行わないものとする。

（工事の遅延承諾）
第２４条　加入申込者が所定の手続きを行い、当社がこれを承諾した後に、当社が行う工事が諸般の事情で遅延する場合は、加入者はこれを承諾するものとする。

（放送内容の変更）
第２５条 当社は、やむを得ない事情があるときは、放送内容を変更できるものとする。この場合、当社はその他一切の責任を負わない。

（約款の改正）
第２６条 当社は、総務大臣に届け出た上で、この約款を改正できるものとする。この場合、加入者は変更後の約款の適用を受ける。

（定めなき事項）
第２７条 この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と加入者は契約の主旨に従い、誠意を持って協議・解決に努めるものとする。

四国中央テレビ　テレビサービス料金表

附　則６．

この規則は、平成３０年１２月１日から施行する。

消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年8月22日法律第68号)の施行による。

⑴四国中央市　同軸サービスエリア（自治体エリア）料金表

１．契約料（第７条関係・一部改正）	
１契約につき	33,000 円（税込価格）

２．引込工事料（第９条、第　１２条関係・一部改正）	
１引込線につき	16,500 円（税込価格）

※当社の施工基準（引込線 40m）を越えるものについては実費。

３．屋内工事料（加入者の設備の設置に要する費用）・・・実費

４．契約者設備の点検・補修料・・・実費

５．その他の工事料・・・実費

料金表（第８条関係・一部改正）

６．(1)基本利用料(月毎)

種別		利用料金(月額)	備考
ケーブルテレビ	エコノミー（STB1台込み）	2,090 円	シングル･ダブル加入の場合
		1,430 円	トリプル加入の場合
	デジタルプレミアム）（STB1台込み）	3,905 円	シングル･ダブル加入の場合
		3,245 円	トリプル加入の場合

注１上記料金は税込価格である。

※1上記月額料金にはNHK受信料は含まれない。

(2)オプションメニュー

1台目オプションSTB（月額利用料）

	エコノミー	デジタルプレミアム
楽録	＋550 円／台	＋550 円／台
楽録ブルーレイ	＋1,210 円／台	＋1,210 円／台
4K(標準)	＋550 円／台	＋550 円／台
4K(HDD内蔵)	＋880円／台	＋880円／台

注1上記料金は税込価格である。

※1契約者が上記に定める基本料を1年分一括して前納する場合は、1ヶ月分を割引きする。

２台目以降オプションSTB追加（月額利用料）

	エコノミー	デジタルプレミアム
標準	220円／台	220円／台
楽録	550 円／台	770 円／台
楽録ブルーレイ	1,210 円／台	1,430 円／台
4K（標準）	550 円／台	770 円／台
4K（HDD内蔵）	880円／台	1,100円／台

注1上記料金は税込価格である。
※1契約者が上記に定める基本料を1年分一括して前納する場合は、1ヶ月分を割引きする。

(2)四国中央市　光ファイバーサービスエリア（３セクエリア）料金表

１．契約料（第７条関係・一部改正）	
１契約につき	33,000 円（税込価格）

２．引込工事料（第９条、第 １２ 条関係・一部改正）	
１引込線につき	16,500 円（税込価格）

※当社の施工基準（引込線 40m）を越えるものについては実費。

３．屋内工事料（加入者の設備の設置に要する費用）・・・実費

４．契約者設備の点検・補修料・・・実費

５．その他の工事料・・・実費

料金表（第８条関係・一部改正）

６．(1)基本利用料（月毎）

種別		利用料金（月額）	備考
ケーブルテレビ	エコノミーHI！（STB1台込み）	2,310 円	シングル・ダブル加入の場合
		1,650 円	トリプル加入の場合
	プレミアムHI！（STB1台込み）	4,015 円	シングル・ダブル加入の場合
		3,355 円	トリプル加入の場合

注 1 上記料金は税込価格である。
※1上記月額料金にはNHK受信料は含まれない。

(2)オプションメニュー

１台目オプションSTB（月額利用料）

	エコノミーHI！	プレミアムHI！
4K（HDD内蔵）	＋880円／台	＋880円／台

注1上記料金は税込価格である。
※1契約者が上記に定める基本料を1年分一括して前納する場合は、1ヶ月分を割引きする。

２台目以降オプションSTB追加（月額利用料）

	エコノミーHI！	プレミアムHI！
4K（標準）	330 円／台	550 円／台
4K（HDD内蔵）	880円／台	1,100円／台

注1上記料金は税込価格である。
※1契約者が上記に定める基本料を1年分一括して前納する場合は、1ヶ月分を割引きする。

この改正規定は 令和４年７月１日から施行します。

令和４年４月１日　反社会勢力の排除、光ファイバーエリア料金表の追加。
令和４年７月１日　最低利用期間を１２ヶ月間から２４ヶ月間に変更。